

目 次

I. 本年度の活動方針と重点課題について	1
II. 調査研究活動による提言・要望活動	3
III. 委員会に付託する調査研究活動	3
1. 総務委員会	3
2. 総合企画委員会	4
3. 広報委員会	5
4. 経営委員会	5
5. 建築委員会	6
6. 土木委員会	7
7. 環境委員会	8
8. 労働委員会	9
IV. その他の実施事業	10
V. 会議等の開催	10
VI. 諸行事の開催	10
VII. 講習会等の開催	11
VIII. 情報調査活動	12
IX. その他の活動	12

令和2年度事業計画について

昨年、中国湖北省武漢市を中心に発生した、新型コロナウイルス感染症は、短期間で世界中に拡大し、我が国でも政府より全都道府県に対し、「新型コロナ特措法」に基づく緊急事態宣言を発出いたしました。

建設業界では従業員の感染、施工計画の中止、工事の一時中止や資材供給の遅延による工期の遅延等の問題が発生しております。

当協会では、事業活動や社会生活への影響を最小限にとどめるための情報発信を行うとともに、会員より情報を収集しながら、今後予想される課題を抽出し、国土交通省近畿地方整備局をはじめとした関係機関に要望してまいりたいと考えております。

また、大阪におきましては、大阪・関西万博及びI R誘致実現により、大阪経済の発展に繋がるとの期待が高まる一方で、工事の輻輳及び人件費や資機材の高騰による総事業費の上昇、新型コロナウイルス感染症による工事着工の延期等が懸念されていることから、工事の円滑な施工に向けた課題を把握し、迅速な情報収集に努めるほか、関係機関に対する要望や意見交換を行うなど、適宜対応してまいります。

一方、将来の担い手確保と育成が喫緊の課題であります。会員の中には働き方改革による長時間労働の是正や生産性の向上の進め方に苦慮しているとの声も多く聞いていることから、「現場労働時間実態調査結果」を基に、働き方改革を阻む要因を抽出し、改善方法を検討するとともに、引続き国土交通省近畿地方整備局や大阪府、NEXCO西日本などに要望を行うなど、課題解決に向け取組んでまいります。

当協会の本年度の活動は、引続き建設産業の再構築に向け、「安定的な工事量の確保・拡大と工事の平準化」、「適正利潤の確保」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」、「現場の週休2日制の実現に向けた課題抽出と対応策の検討」の5課題に加え、「新型コロナウイルス感染拡大による事業活動に伴う対応策」、「大阪・関西万博及びI R関連工事の円滑な事業活動に向けた活動」を掲げ、事業を展開することにしており、会員からの意見を迅速に反映した活動となるよう、尽力してまいります。

本年度における具体的な活動内容ならびに各委員会における活動方針等につきましては、本事業計画書に記載しておりますので、ご高覧いただき、今後とも協会活動に対する尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

I. 本年度の活動方針と重点課題について

令和2年度の重点課題としては、引続き建設産業の再構築に向け、「安定的な工事量の確保・拡大と工事の平準化」、「適正利潤の確保」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」、「現場の週休2日制の実現に向けた課題抽出と対応策の検討」の5課題に加え、「新型コロナウイルス感染拡大による事業活動に伴う対応策」、「大阪・関西万博及びI R関連工事の円滑な事業活動に向けた活動」にも取り組むこととし、課題に対しては早急に対応できる体制を構築し、研究活動、要望活動を展開する。

(1) 会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進

- ①大阪・関西万博及びI R関連工事に向けた課題を把握し、迅速な情報収集により、適宜対応する。
- ②「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に示された「適正な工期設定や施工時期の平準化」の徹底は、発注者の取り組むべき事項であることから、大阪府下市町村をはじめとする公共工事発注機関並びに民間発注機関に至るまで適切に実施されるよう、国土交通省近畿地方整備局とも連携し、適切な対応を要望する。
- ③適正な利潤確保に向け、低入札価格調査基準の更なる引上げの要望を行う。
- ④引続き、国土交通省をはじめ大阪府、大阪市並びに公益民間企業について、会員から寄せられる片務的な問題や制度上の課題に対し、意見交換の場を通じ、積極的に改善要望を行う。
- ⑤民間工事指針に謳われている施工上のリスク等について関係者が十分理解し、リスク負担の考え方について共通認識を持って工事が進められるよう、民間発注機関への周知徹底に向けた要望活動を行う。
- ⑥長時間労働の是正及び生産性の向上に向けた課題を抽出し、改善要望を行う。
- ⑦資材、労務費等の動向を把握し、タイムラグのない実勢価格による積算基準を要望するなど、迅速な情報収集により、適宜対応する。
- ⑧将来の国のグランドデザインを明確にし、安定的な工事量の確保拡大に向け、全建とも連携し要望活動を展開する。
- ⑨防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の施策において、工事の迅速かつ円滑な施工確保に向けた課題を抽出し、発注機関へ要望を行う。

(2) 建設業における技術者、技能労働者の確保と育成に向けた活動の推進

- ①人材確保競争が激化しており、将来を支える担い手の確保は喫緊の課題であることから、前年度に引続き、当協会主催により、建設業界に入職を希望する建築系・土木系学生と協会会員企業との出会いの機会を提供する。
- ②学生に対する建設業の理解促進と少しでも早い機会に接点を持つことを目的に、様々なツールを活用し、協会が主体となった新たな人材確保策を検討する。
- ③若手技術者に対する技術力、知識のレベルアップにつながる書籍を作成し、これま

での対面セミナー並びにインターネットを活用したWEBセミナーを会員へ無料で提供する。

④高校生を対象とした体験セミナーや現場見学会を開催し、建設業への入職促進を図る。

(3) 南海トラフ大地震等大災害発生時の道路啓開作業を含めた防災体制の構築

①道路管理者と連携し、緊急時の大阪府内重要路線における道路啓開作業の円滑な推進に向け、協会内部の体制の再構築ならびに会員間の連携強化に向けた課題を検討する。

②災害発生時の緊急連絡体制と各種マニュアルの整備を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症による事業活動並びに社会生活の影響を最小限にとどめるための情報発信を行う。また、今後予想される課題を抽出し、適宜検討する。

(5) 会員サービスの更なる向上を目指すための活動

会員ニーズを迅速かつ的確に把握するため、会員との定期的な接点を持つ会議や様々な懇談会を増やし、併せて協会ホームページ上に設置した会員からの要望を受け取る窓口を活用しながら情報収集に努める。

II. 調査研究活動による提言・要望活動

わが国の住宅・社会資本整備の着実な整備並びに業界の発展を図っていくため、全建をはじめ、関係建設業団体と緊密な連携をとりながら、次のとおり提言・要望活動を推進する。

1. 公共事業関係予算に関する要望
2. 入札・契約制度改革に関する提言、要望
3. 適正な利益確保に向けた提言、要望
4. 適正な工期設定や発注の平準化に向けた提言、要望
5. 長時間労働の是正や生産性向上に向けた提言、要望
6. 低入札対策並びに不良不適格業者の排除に関する要望
7. 社会保険加入促進に向けて、円滑に推進するための要望
8. 税制改正に関する要望
9. 近畿地域並びに大阪府下における建設行政に関する提言、要望
10. 改正品確法の地方自治体までの趣旨徹底についての要望
11. その他、諸問題解決のための改善要望、提言

III. 委員会に付託する調査研究活動

調査研究活動を次の委員会に付託する。

1. 総務委員会
2. 総合企画委員会
3. 広報委員会
4. 経営委員会
5. 建築委員会
6. 土木委員会
7. 環境委員会
8. 労働委員会

1. 総務委員会

当委員会は、協会の事業及び業務運営の基本に係る方針の審議と事業化への助言、予算、表彰、入会選考等、協会の根幹に係わる事項及び主要事業等の推進に関する事項の検討を担当する。

担当事項の検討及びその立案については、必要に応じ総務専門委員会に諮問する。

- (1) 実施事業と収支決算、事業計画案と収支予算案の編成等に関し検討・審議し、議案の成案を図り、理事会、参与会、地区代議員会の審議を経て総会に上程する。

- (2) 会費基準の見直しに関する事項について検討・審議する。
- (3) 当協会の会員表彰規程に基づき、会員から推薦を受けた候補者を審議・選考し、受賞者を決定する。
- (4) 全国建設業協会の表彰規程に基づき、当協会から推薦すべき候補者を審議・選考し、受賞候補者を推薦する。
- (5) 当協会への入会並びに再入会希望企業に関して審議し、理事会に上程する。
- (6) 総務専門委員会活動の推進
委員長の諮問事項について検討・審議し、その立案を図り答申する。

2. 総合企画委員会

当委員会は、社会の変革とともに生じる建設業の諸問題の内、緊急性、重要性が高い建設業の根幹に係わる事項を抽出の上、問題解決に向けて研究・検討を行うとともに、課題によっては各委員会に研究を付託し、取纏められた提言・要望等について審議の上、建設関連団体等と連携し、適宜関係諸団体等に要望・提言等を行うことにより、会員企業並びに業界の発展向上に寄与するための活動を行う。また、各委員会がそれぞれ有機的に効果の上がる活動が展開できるよう、関連する議題や取組むテーマ等について調整を行う。

- (1) 協会事業運営に関する調査・研究。
- (2) 受発注者間の片務性解消と適正利益確保に向けた研究。
- (3) 法令、制度の課題についての検討。
- (4) 人材確保に向けた情報の収集と対応策の検討。
- (5) 社会環境や建設業界に対するニーズの変化に伴う、対応すべき新たな問題点の掘起こし。
- (6) 新・担い手3法の普及徹底要望。
- (7) 働き方改革推進に向けた対応。
- (8) 公共工事を巡る昨今の諸問題についての要望並びに意見交換を実施することを目的として、当協会を含む近畿2府5県の建設業協会組織する近畿建設業団体協議会及び全国建設業協会と国土交通省との共催により、令和2年度近畿ブロック地域懇談会並びに近畿ブロック会議の開催。
- (9) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催。
- (10) NEXCO西日本関西支社との意見交換会の開催。
- (11) 国土交通省近畿地方整備局、大阪府等における新たな取組みに対し、会員への水平展開を図るべく、説明会等の開催を要望。
- (12) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知に向けた方策の検討、要望。
- (13) 「大阪府域道路啓開協議会」に参画し、その決定事項に則った、大災害発生時の実働体制確立に向けた協議。
- (14) 災害時における各地方自治体等との防災協定及び連絡体制を含めたマニュアルの見直し。
- (15) 大阪・関西万博及びI R関連工事の円滑な事業推進に向けた活動。
- (16) 「i-Construction 推進連絡調整会議」へ参画し、その進捗状況等の情報提供とともに

に最新情報を周知。

3. 広報委員会

当委員会は、建設業の社会的使命・役割並びにその魅力を伝えるための効果的な広報活動を主活動とし、次に挙げる活動を行う。

また、それらに付随する各種調査・研究活動に取り組むとともに、マスコミ関係者との連携促進を図るものとする。

(1) インターネットを活用した情報発信

①ホームページによる情報発信

一般社会に対し建設業に対する理解の促進を図るとともに、協会と会員企業相互の情報交換と共有化を図るため、ホームページによる情報発信を行う。

また、現在公開しているコンテンツをより活用していただくための仕組みを検討する。

②大建協ニュースの配信

通達等行政の施策、業界ニュースなどをタイムリーに情報提供するため、会員に随時メールにより配信する。

(2) 若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動

建設業の社会的使命や役割を広く知っていただき建設業のイメージアップを図るとともに、特に若年者に向けて建設業の魅力を伝えることにより、建設業に興味・関心を持っていただき、建設業界への就労の足掛かりを作ることなどを目的として、広報誌「O-WAVE」の発刊等について検討する。

(3) マスコミとの連携強化

協会活動に対する理解促進活動の一環として、パブリシティ活動を推進するために、一般紙並びに建設業界紙に対して、適宜記者発表及び情報の提供を行う。

4. 経営委員会

当委員会は、主として中小・中堅建設企業の経営に係る各種問題の調査・研究活動を行う。

本年度は、技術と経営に優れた建設企業が生き残れる方策を中小・中堅建設企業の立場から検討し、中小・中堅建設企業の発展につながる研究活動を実施する。

なお、建設企業に入社された若手社員（3年目まで）を対象とした新入社員研修会及び平成20年度から実施している「事業承継セミナー」を開催するとともに、中小・中堅建設企業として、新たな能力向上を目的とした研修会を企画するなど、会員の発展向上に供していく。

(1) 新入社員研修会の開催について

建設企業に入社された若手社員（3年目まで）を対象に、建設技術者や行政担当官等を講師としてお招きし、建設業全般について理解して頂くこと、併せて、参加者同士の交流を図り、会員企業間の人脈を築いて頂くことを目的とした研修会を開催する。

(2) 部門別人材育成への取組み

中小・中堅建設企業が抱える課題として、部門別における人材育成によるための組

織力の強化が挙げられる。

このため、人材育成強化策として、若手社員から管理職クラスまで、幅広く人材育成を図ることを焦点にした研修会・セミナーを実施する。

(3) 事業承継への取組み

本年度は参加者の自主運営により、カリキュラムを策定し、参加者相互のディスカッションを中心とした「経営者としての意識の持ち方、経営者の在り方」を考える場や参加者同志の理解を深めて頂くための場を提供する。なお、必要に応じて業界経験者からの体験談や、経営者としての財務、会計等の知識習得、コンプライアンスや事業継続計画などに関するセミナーも開催する。

(4) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催

中小・中堅建設企業が現状抱えている諸問題の解決に向けた意見交換会の開催。

(5) 各種研修会・セミナー・現場見学会等の開催。

5. 建築委員会

当委員会では、業界の建築技術水準のレベルアップに寄与するため、建築施工分野における品質に関する諸問題や技術の改善及び生産性の向上を目的とした調査・研究活動や法令、制度を含めた建築全般に係る諸問題について、多角的な視点から課題に取り組むこととし、本年度は次の活動を展開する。

(1) 品質確保、働き方改革の推進に向けた取組み

①若手技術者等の知識、能力向上のための活動

建設現場において係員の人数も少数化される中、若手技術者には現場を管理するための技術や知識を身につけ、管理者として進捗状況を把握し、品質と安全の管理、トラブルの対処など、適切に対応する能力が求められている。そのため、これまでも若手技術者のための知識・技術の向上を目的として様々な成果物を発刊してきているが、今後も問題点の大きいテーマから順次取り組む。

②『若手技術者のための知っておきたい仮設計画』の改訂について

当委員会で作成した『若手技術者のための知っておきたい仮設計画』（平成24年3月発刊）について、昨年度に引続き、内容の見直し、追加項目の作成等を行い、改訂版を作成、発刊し、同時に普及啓発活動を展開する。

③働き方改革推進に向けた取組み

昨年度に引続き、若年建設従事者の離職食い止めや建設業の働き方改革への協力と理解促進を目的に、会員及び施主、設計者、専門工事業者を対象とした成果物を作成し、同時に普及啓発活動を展開する。

(2) 若手技術者への知識、普及啓発活動

若手技術者を対象として、現場を管理する上での知識・能力向上を目的にこれまでに作成した書籍を用いて、セミナーを開催する。

(3) 若手建築技術者向け教育ツールの開発

これまで当委員会で作成した「若手技術者シリーズ」を用いて、(一財)建設業振興基金との連携により教育用動画を作成し、若手技術者への教育が容易に図れるよう、引続き当協会ホームページ上で公開を行う。

(4) 国土交通省近畿地方整備局営繕部との意見交換会の開催

国土交通省の施策や公共工事の入札契約制度等、建築に係る諸問題の解決に向けた意見交換会を開催する。

6. 土木委員会

当委員会は、土木全般における施工技術や生産性の向上・改善並びに施工の合理化、設計・施工・積算・資材・法令・制度等に関する諸問題の調査・研究を行うこととし、本年度は次の事業を主に実施する。

(1) 国土交通省近畿地方整備局との意見交換会の開催

公共土木工事の入札契約制度、設計・積算、工事施工、その他の諸問題について現状を調査研究、及び検討を行った上で、国土交通省近畿地方整備局との意見交換を行う。

近年多発・激甚化する自然災害への対応など、インフラ整備を始めとする社会への様々な貢献が求められている建設業においては、各企業における経営基盤の安定が必要であるため、景気に左右されない継続的な事業実施や持続的・安定的な公共工事予算の確保を求めると共に、受注者が適正利潤を確保し、公共工事の品質や円滑な施工を執行するためにも、新・担い手3法により、ICT技術等を活用した現場の生産性向上、適正な工期設定、施工時期の平準化等に関する取組みがより一層加速されるよう意見交換を行う。

また、今後、大阪・関西万博関連の工事が集中することにより、長時間労働の抑制や4週8休、休暇取得等労働環境にも影響を及ぼすことが考えられることから、働き方改革の推進のためにも、密な調整ができるよう要望する。

(2) 大阪府・大阪市等地方自治体との懇談会の開催

総合評価落札方式に関する意見要望の他、入札及び契約の適正化の促進、建設業の働き方改革等について、大阪府、大阪市でも改善していただけるよう、意見交換会を実施する。

(3) 現場労働時間実態調査結果による検討

過去2年間の実態調査結果を基に、「長時間労働の是正」を阻む要因を抽出し、その改善方法等を協議する。

(4) 施工の合理化等に関する調査研究と情報提供

土木工事における施工技術や生産性の向上・改善、施工の合理化等に資することを目的に、会員各社の創意・工夫・改善の取組み等に関する調査研究を行う。

また、社会資本の維持管理・更新や長寿命化、更には防災・減災、近年多発する自然災害対応分野における施工技術等の情報を収集し、調査研究の上、情報発信を行う。

(5) 土木工事現場見学会の開催

土木技術者、土木工事施工担当者等の研修の場として、大規模現場や特殊工法等を採用する土木工事現場等の見学会を開催する。

(6) 土木技術講習会等の開催

土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図るため、土木技術者、施工担当者等を対象とした講習会を開催する。

適宜、国土交通省近畿地方整備局等からの制度変更等の説明会等を開催し、制度の周知徹底に努める。

(7) 関係行政機関・団体への協力

- ①国土交通省近畿地方整備局との共催により、国や地方整備局等が推し進める施策や施工技術等に関する説明会等を開催する。
- ②近畿管内府県建設業協会・全国建設業協会と国土交通省本省・近畿地方整備局との意見交換会実施に対する協力を行う。
- ③NE XCO西日本関西支社との意見交換会実施に対する協力を行う。
- ④全国建設業協会の調査研究等事業活動への協力を行う。

7. 環境委員会

当委員会では、汚染土壌や建設副産物の適正処理と減量化・再資源化の促進や建設業に関連する環境問題等について、関係行政機関との連携を図り、調査研究を行う。

(1) 汚染土壌や建設副産物の適正処理の推進並びに環境問題への対策等に関する調査研究

①書籍『クリーン&リサイクル』の改訂について

建設産業においては、建設廃棄物発生抑制や再資源化と適正処理等、地球環境問題への対応も見据えた取り組みが強く求められていることから、建設副産物の適正処理及び減量化・再資源化の手引きとして平成5年3月に『クリーン&リサイクル』を発刊しており、その後数回にわたる改定を重ね、平成24年2月に『クリーン&リサイクル（改訂第6版）』を発刊している。しかし、発刊から7年が経過していることから、内容の見直し、修正、加筆等を行い、『改訂第7版』の書籍を作成し、同時に普及啓発活動を展開する。

②多量排出事業者の報告業務負担軽減に向けた取り組み

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物の多量排出事業者は、毎年各行政に対し、産業廃棄物処理の計画書及び報告書の提出が定められている。そのため、報告書の作成作業等に人員と時間を要していることから、生産性の向上・働き方改革を推進するためにも、既存のシステムから行政が必要とする情報を取得する仕組みに変更する等、報告業務の負担を軽減することを目的とした要望活動を展開する。

③汚染土壌や建設副産物の適正処理並びに建設工事現場において発生する環境問題等について

地下工作物（基礎杭等）の残置や、建設副産物の減量化・再資源化、建設廃棄物の抑制や自ら利用の促進等について、各行政の動向を注視し、必要に応じて意見交換等を行う。また、元請事業者として、汚染土壌や産業廃棄物の適正処理を行う上での問題・課題、また環境関連法令等の規制・基準の緩和、行政報告・届出等の簡略化や行政指導に対する疑義について、必要に応じて大阪府等関係行政機関との意見交換会を開催する。

(2) 建設副産物実務者を対象とした講習会等の開催

会員各社の作業所所員・係員また店社の建設副産物実務者を対象とし、廃棄物処理法をはじめとする環境関連法令等や、これらに基づく日常の業務等に関する知識や理

解を深め、レベルアップを図る講習会・セミナー等を開催する。

(3) 産業廃棄物処理施設、環境対策実施現場等の見学会の開催

汚染土壌や建設副産物等の処理方法やリサイクルシステム等に関する最新情報の収集や現状等を把握するため、良好な処理施設・浄化施設、不法投棄対策工事や環境対策を実施する現場等の見学会を行う。

(4) 関係行政機関、関係団体との連携

①全国建設業協会生産システム委員会の事業活動に対する協力

②建設副産物対策近畿地方連絡協議会への参画

③大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議への参画

④大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議への参画

8. 労働委員会

当委員会は、労働法規、労働福祉の改善、専門工事業者の労務問題、若年者の入職促進と育成、労働者の技能向上及び処遇改善、建設雇用改善の推進等に関する事項の調査研究を行う。

(1) 労働問題に関する調査・研究及びその対応策の検討

労働基準法の改正により、建設業においては、法律施行5年後から36協定による特例が廃止され、労働時間の規制が適用されるなど、長時間労働の是正に向けた取組みの強化がされている。そのようなことから、昨年度実施したアンケートについて、前回との比較も含めて報告書に取纏める。

(2) 労働者の技能向上・処遇改善に関する調査研究

①建設キャリアアップシステムについて

技能労働者の技能や経験を蓄積し、技能や経験に応じた適切な評価や処遇の改善、工事の品質の向上や現場の効率化を実現するシステムとして「建設キャリアアップシステム」の運用が平成31年4月から開始された。

しかし、労務・安全衛生に関する管理書類を作成する他システムとの連携や技能レベルに応じたカードの色分け等、これからの実施が見込まれていることから、講習会等を開催するなど、会員企業への周知を行う。

②社会保険加入促進について

担い手の確保に向けた環境整備の一環として、技能労働者の処遇改善や公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政が一体となって社会保険加入対策に取り組んできた。大阪においては加入率の上昇という形でその効果も着実に現れているが、全国平均と比べて加入率が低いことから、今後も大阪府建設業社会保険加入推進地域会議に参画し、地域に根差した形での取組みを行う。

(3) ダイバーシティについての調査研究

平成31年4月1日より新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が施行され、5年間で約34万5000人の外国人労働者の受入れを見込んでいる。建設業においても多くの外国人労働者の受入れが見込まれることから、大阪における外国人労働者の職種、人数、在留期間等の現状を把握し、検討を行う。

(4) 建設雇用改善推進事業の実施

建設業界の就労者数が減少しており、若年者の入職・育成及び技能継承への取組みが喫緊の課題となっていることから、若年者の入職促進のための指導援助、啓発・広報、調査研究を行う。また、行政機関と連携し、高校生を対象とした建設労働体験セミナー、現場見学会を開催することとする。

IV. その他の実施事業

1. 大阪府建設業暴力追放推進大会

暴力団等の反社会的組織による建設産業への不当介入に対する徹底排除及び暴力追放機運の向上を図ることを目的として、大阪府警察本部をはじめ、(公財)大阪府暴力追放推進センター、大阪弁護士会及び国・地方公共団体等の発注者の協力を得て、当協会をはじめ在阪建設業団体で構成する大阪府建設業暴力追放対策協議会主催による「第29回大阪府建設業暴力追放推進大会」を開催する。

V. 会議等の開催

1. 総会

第46回定時総会において、次の議案を上程し、令和元年度の当協会における事業運営及び活動に関して審議する。

開催日 令和2年5月25日

場 所 シェラトン都ホテル大阪

- 付議事項
- ・第1号議案 令和元年度事業報告の件
 - ・第2号議案 令和元年度貸借対照表、損益計算書及び附属明細書承認の件
 - ・第3号議案 令和2年度事業計画承認の件
 - ・第4号議案 令和2年度収支予算承認の件

2. 理事会

建設業界及び会員の発展・向上に資するため、令和2年度において、理事会を年間6回開催し、当協会の事業運営及び活動に関する重要事項を審議し、各種事業を積極的かつ円滑に推進するための方策とその方向等を決定する。

VI. 諸行事の開催

1. 新年交礼会

当協会をはじめとする在阪の建築関係友好15団体の会員が一堂に会する合同の「令和3年新年交礼会」を国土交通省近畿地方整備局長、大阪府知事並びに叙勲・褒章受章者等の出席を得て次のとおり開催する。

開催日 令和3年1月4日

場 所 シェラトン都ホテル大阪（予定）

2. 会員表彰規程による表彰

永年にわたって建設業界の発展・向上に寄与された方々の功績を顕彰するため、会員の代表者、役員、従業員の表彰を行う。

3. 慰霊祭

当協会の役員及び会員関係者等の物故先覚者の御霊を祀るための「第72回慰霊祭」を、9月に生國魂神社及び同神社境内の家造祖神社において斎行する。

4. 野球大会

野球を通じて、会員の職員の体位向上を図るとともに会員相互の親睦を深めることを目的として、「第66回野球大会」を開催する。

5. 建設業界インターンシップ&就活準備イベントの開催

建設企業各社において、将来を担う優秀な人材確保を図るため、協会主催の建設業界&就活準備イベントを開催する。

6. 優秀建設施工者大阪府知事表彰

優れた建設現場従事者を優秀施工者として表彰する「優秀建設施工者大阪府知事表彰」を大阪府及び当協会を含む建設業5団体で構成する優秀建設施工者大阪府知事表彰実行委員会の運営により、令和3年2月に行う。

VII. 講習会等の開催

1. 各種セミナー・講習会の開催

会員企業が抱える様々な問題解決に対して一助となるセミナー並びに会員企業社員の能力向上につながる各種講習会を開催する。

2. 建設業経理検定試験、建設業経理士登録講習会、特別研修

令和2年9月13日、全国一斉に実施される「第27回建設業経理士検定試験」、令和3年3月14日に全国一斉に実施される「第28回建設業経理士・第40回建設業経理事務士検定試験」の大阪地区における検定試験を、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。また、1級、2級建設業経理士有資格者対象の建設業経理士登録講習会並びに建設業経理事務士検定試験制度の一環として講習と試験との組合せによって行われる3級、4級特別研修についても、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。

3. 監理技術者講習

大阪地区における監理技術者講習を(一財)建設業振興基金及び(株)建設産業振興センターの委託事業として、映像講習を実施する。

VIII. 情報調査活動

委員会活動及び協会事業の一環として、会員の協力を得ながら次の調査を実施し、報告書などを編纂・配布する。

- (1) 会員の令和2年度標準者給与実態調査
- (2) 会員名簿の発行に係る調査
- (3) 重要かつ緊急な課題への対応を図るための調査の実施
- (4) その他、情報・統計調査

IX. その他の活動

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応
- (2) 会員を対象とした無料法律相談の実施
- (3) 出版物等の頒布事業
- (4) 建設キャリアアップシステムの受付窓口業務
- (5) 前払金保証制度の普及・推進活動への協力
- (6) 大阪人材確保推進会議への参画